

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成25年2月22日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	CEO兼執行役会長兼社長 岩崎 俊 博
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド) (なお、ファンドの愛称を「ひまわり」とします。)
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額(平成25年2月23日から平成26年2月21日まで) 50兆円を上限とします。 * なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)

(以下「ファンド」といいます。)

なお、ファンドの愛称を「ひまわり」とします。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

50兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得日の前日の基準価額<sup>1</sup>（以下「取得価額」といいます。）とします。

取得日は、取得申込みと取得申込金の振込みの時期により異なります。

販売会社が営業日<sup>2</sup>の場合

販売会社が、取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、販売会社は、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じないものとします。

販売会社が、取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

なお、上記の「取得申込金を受領した場合」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金が確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものと

に限ります。

販売会社の営業日<sup>2</sup>以外の日に払込金を添えて取得の申込みがあった場合

払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

詳しくは申込みの販売会社(詳細は、後述の「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)にお問い合わせ下さい。

- 1 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。
  - 2 「営業日」とは、わが国の金融商品取引所<sup>\*</sup>の休業日以外の日をいいます。
- <sup>\*</sup> 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

<sup>\*</sup> なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により1円以上1円単位で申込みができない場合もありますので詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

平成25年2月23日から平成26年2月21日まで

<sup>\*</sup> なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

各取得日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。  
受益権の取得申込者の制限

受益権の申込みを行なう投資者は、個人であることを原則とします。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

即日引出しの取扱い

販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資家に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。

詳しくは申込みの販売会社へお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。  
毎日、お申込み・ご換金が可能です。

毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配 します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

##### 信託金の限度額

信託金の限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### < 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(野村MMF (マネー・マネージメント・ファンド))

##### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型	<b>国内</b>	株式	<b>MMF</b>
	海外	債券	MRF
<b>追加型</b>	内外	不動産投信	
		その他資産 ( )	ETF
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル  <b>日本</b>
<b>債券</b> <b>一般</b> 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	<b>日々</b>	中南米
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から

(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

##### [ 投資対象資産による属性区分 ]

###### 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

##### [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。



- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## [為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

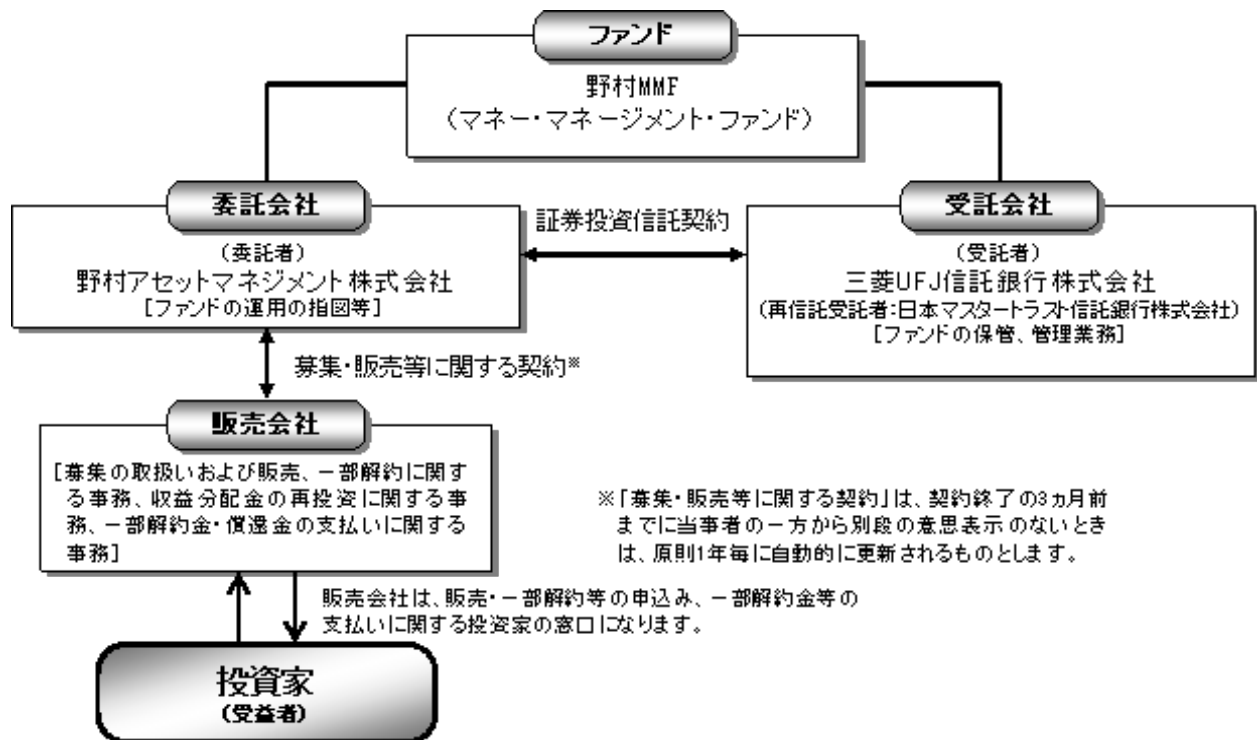
## [特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成4年5月8日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

## 委託会社

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・資本金の額

平成25年1月末現在、17,180百万円

## ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況(平成25年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。

#### [1] 元本の安全性に配慮した運用を行ないます。

残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。

国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付でBBB格以上を有している(同等と判断されるものを含まず。))債券及び金融商品に投資します。

投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間1年以内のものとし、

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限定します。

デリバティブ(先物取引、オプション取引、スワップ取引)の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。

株式には投資しません。

#### [2] ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。

債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。

債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。

#### [3] 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いた上、自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

内外の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

有価証券の指図範囲(約款第15条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- 5 コマーシャル・ペーパー
- 6 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 8 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ（3）に定めるものに限る）
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第15条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 預金

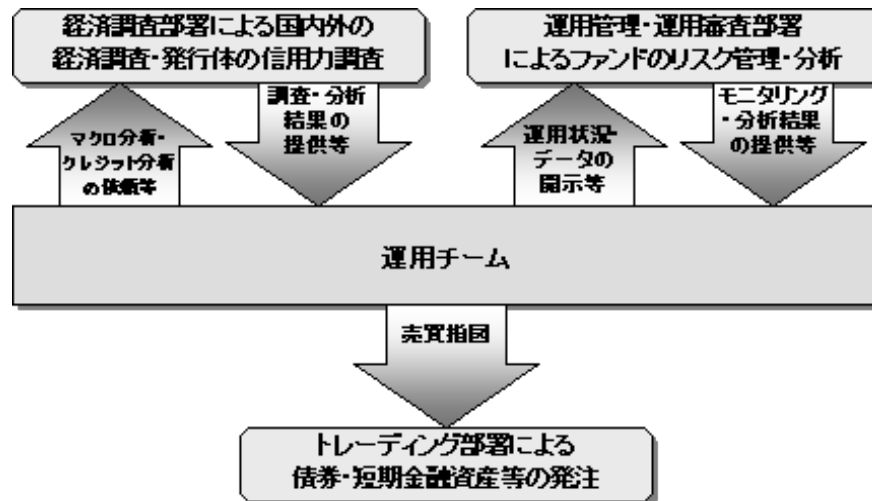
- 2 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの（投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ（3）に定めるものに限る）
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

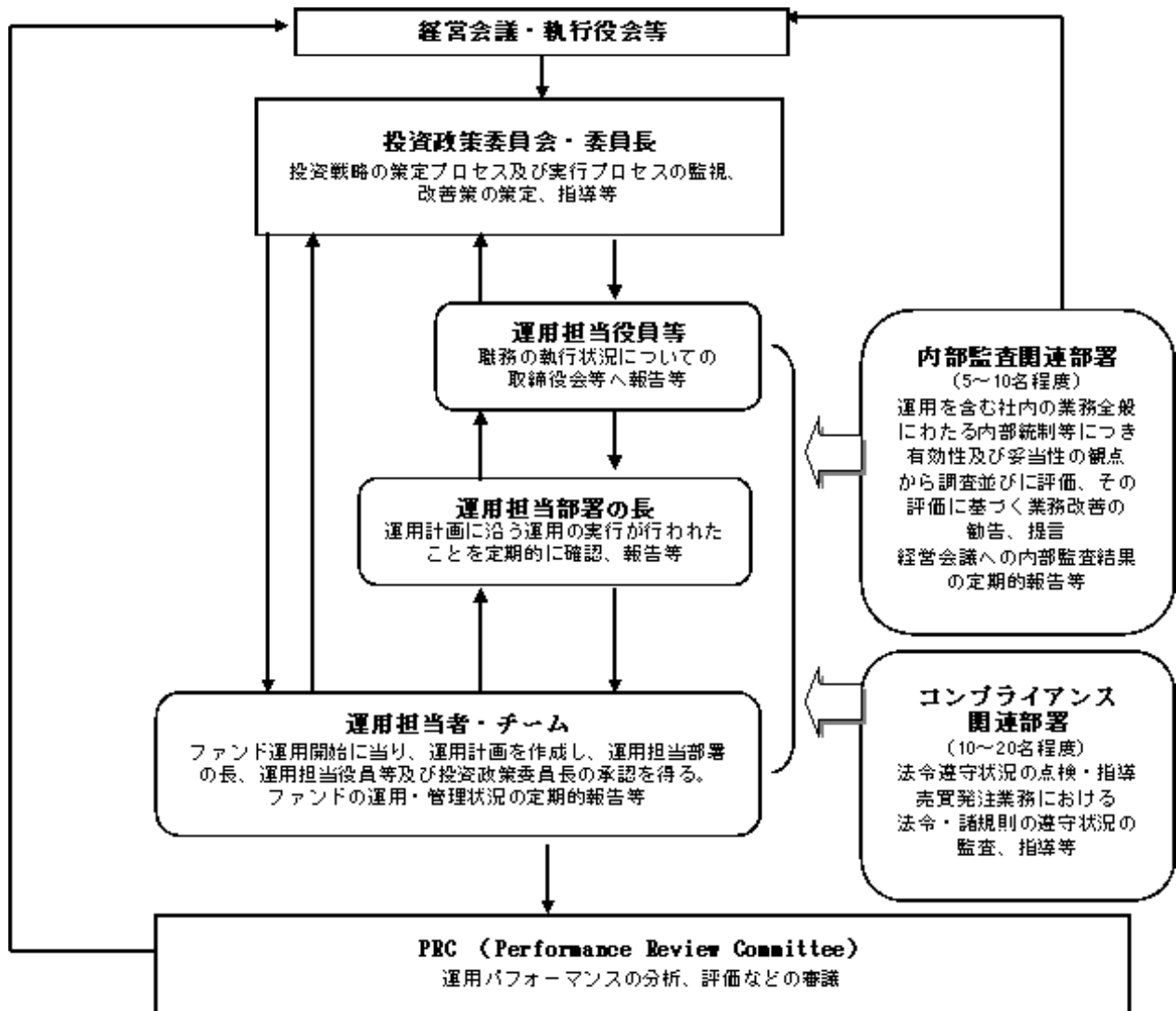
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等是有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

日々決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

「信託財産から生ずる利益」とは、下記 の収益等の合計額が の経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。

毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

信託財産から生ずる利益は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(上記 の合計額が の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

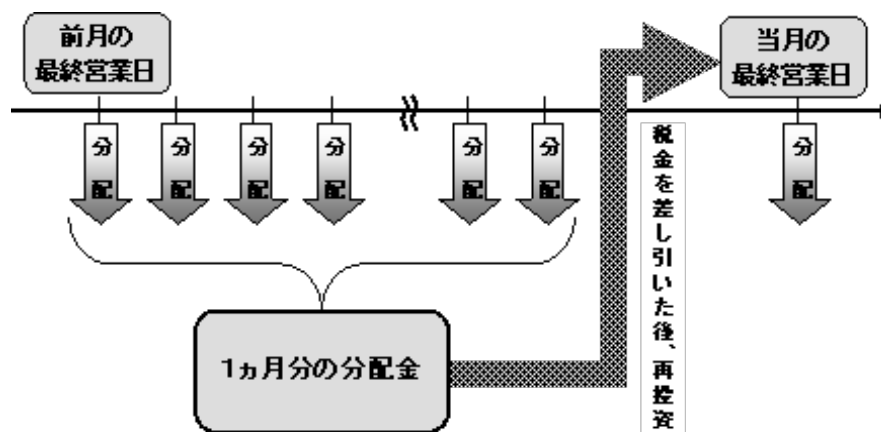
ファンドの決算日

毎日とします。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金のお支払い

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。



(注) 分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



## (5) 【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

外貨建資産への投資割合については制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第18条)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額

が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第18条の2)

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」)を行なうことの指図をすることができます。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第19条の2)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第19条の3)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第21条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第28条の2)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が20営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様~~に~~帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様~~の~~投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [ 債券価格変動リスク ]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

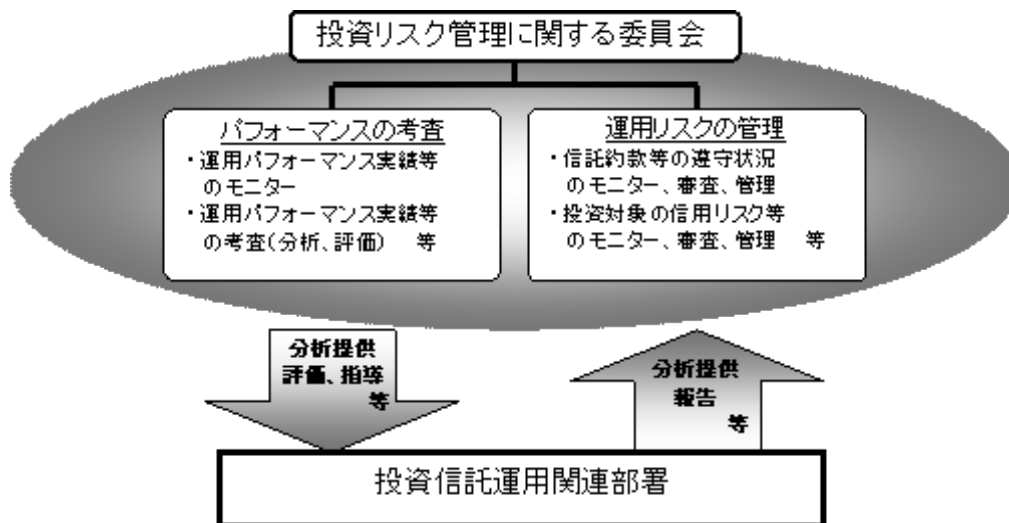
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.35以内の率とし次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

平成11年12月1日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.11を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年10,000分の35.55以下の場合、信託報酬率は年10,000分の35.55以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社( )		受託会社( )	
信託報酬率 - ( + )	元本総額	配分	信託報酬率 年万分の35.55の場合	
	3.5兆円以下の部分	信託報酬率 × 24.55/35.55	元本総額	配分
	3.5兆円超 7.0兆円以下の部分	信託報酬率 × 25.32/35.55	1兆円以下の部分	年万分の2.50
	7.0兆円超 10.0兆円以下の部分	信託報酬率 × 26.08/35.55	1兆円超2兆円以下の部分	年万分の1.90
	10.0兆円超 15.0兆円以下の部分	信託報酬率 × 26.85/35.55	2兆円超3兆円以下の部分	年万分の1.40
15.0兆円超の部分	信託報酬率 × 27.61/35.55	3兆円超の部分	年万分の1.00	
			信託報酬率 < 年万分の35.55の場合	
			元本総額	配分
			1兆円以下の部分	信託報酬率 × 2.50/35.55
			1兆円超2兆円以下の部分	信託報酬率 × 1.90/35.55
			2兆円超3兆円以下の部分	信託報酬率 × 1.40/35.55
			3兆円超の部分	信託報酬率 × 1.00/35.55

販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

## (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要す

る費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払のときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、取得日から換金代金の支払開始日の前日までの日数が30日未満のご換金の場合、換金する口数に応じて信託財産留保額（1万口につき10円）をご負担いただきます。取得日から換金代金の支払い開始日の前日までの日数が30日以上のご換金の場合、信託財産留保額はありません。

ファンド残高の安定的な推移を図るため、「信託財産留保額」として取得日から解約代金の支払開始日の前日までの日数が30日未満の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。



#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を収益分配金としておりますので、収益分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

個人の投資家に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合には、お一人元金350万円（既にご利用の場合は、その金額を差し引いた額）までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行なわない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時の課税について

ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は平成24年12月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	305,290,851,729	48.39
特殊債券	日本	67,160,763,708	10.64
社債券	日本	8,441,487,999	1.33
コマーシャルペーパー	日本	168,163,348,786	26.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		81,779,330,402	12.96
合計(純資産総額)		630,835,782,624	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 0回	30,000,000,000	99.99	29,997,361,600	99.99	29,997,361,600		2013/2/4	4.75
2	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 4回	21,300,000,000	99.98	21,296,941,968	99.98	21,296,941,968		2013/2/25	3.37
3	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 7回	20,000,000,000	99.98	19,996,797,240	99.98	19,996,797,240		2013/3/4	3.16
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 8回	20,000,000,000	99.98	19,996,414,680	99.98	19,996,414,680		2013/3/11	3.16
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 3 2回	20,000,000,000	99.97	19,995,850,000	99.97	19,995,850,000		2013/3/25	3.16
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 3 4回	20,000,000,000	99.97	19,995,830,240	99.97	19,995,830,240		2013/3/28	3.16
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 3 1回	18,500,000,000	99.99	18,498,435,390	99.99	18,498,435,390		2013/2/4	2.93
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 3回	17,500,000,000	99.98	17,497,810,912	99.98	17,497,810,912		2013/2/18	2.77
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 0回	12,500,000,000	99.96	12,495,270,186	99.96	12,495,270,186		2013/5/20	1.98
10	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第 3 0 6回	10,510,000,000	100.05	10,515,636,755	100.05	10,515,636,755	0.2	2013/7/15	1.66
11	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 1 3回	10,000,000,000	99.99	9,999,764,048	99.99	9,999,764,048		2013/1/10	1.58
12	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 1 7回	10,000,000,000	99.99	9,999,472,174	99.99	9,999,472,174		2013/1/21	1.58
13	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 1 9回	10,000,000,000	99.99	9,999,292,600	99.99	9,999,292,600		2013/1/28	1.58
14	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 5 9回	9,200,000,000	99.98	9,198,838,930	99.98	9,198,838,930		2013/2/20	1.45
15	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年) 第2 4 8回	7,500,000,000	100.12	7,509,378,955	100.12	7,509,378,955	0.7	2013/3/20	1.19
16	日本	特殊債券	商工債券 利付(1年)第 3 7回	5,600,000,000	100.00	5,600,000,000	100.00	5,600,000,000	0.12	2013/11/15	0.88
17	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第 7 1回	5,420,900,000	100.25	5,434,573,944	100.25	5,434,573,944	1.3	2013/3/20	0.86
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第 3 0 0回	5,350,000,000	100.00	5,350,162,112	100.00	5,350,162,112	0.2	2013/1/15	0.84
19	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 2 1回	5,180,000,000	99.98	5,179,430,304	99.98	5,179,430,304		2013/2/12	0.82
20	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年) 第2 5 2回	5,150,500,000	100.41	5,171,945,642	100.41	5,171,945,642	1	2013/6/20	0.81
21	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第 3 0 7回	5,000,000,000	100.06	5,003,107,500	100.06	5,003,107,500	0.2	2013/8/15	0.79
22	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第 3 0 3回	5,000,000,000	100.02	5,001,329,753	100.02	5,001,329,753	0.2	2013/4/15	0.79
23	日本	国債証券	国庫短期証券 第3 3 0回	5,000,000,000	99.98	4,999,031,344	99.98	4,999,031,344		2013/3/18	0.79
24	日本	コマーシャルペーパー	ニホンシヨウケンキンコ ウ	5,000,000,000		4,998,605,470		4,998,605,470			0.79
25	日本	コマーシャルペーパー	エイベックスF	4,300,000,000		4,299,123,417		4,299,123,417			0.68
26	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第 3 0 9回	4,000,000,000	100.00	4,000,144,541	100.00	4,000,144,541	0.1	2013/10/15	0.63
27	日本	コマーシャルペーパー	ミツビシUFJモルガン・ス タンレー	4,000,000,000		3,998,797,512		3,998,797,512			0.63
28	日本	コマーシャルペーパー	ミズホコーポレートギン コウ	4,000,000,000		3,998,786,776		3,998,786,776			0.63
29	日本	コマーシャルペーパー	ミツイスミトモシンタク ギンコウ	4,000,000,000		3,998,776,044		3,998,776,044			0.63
30	日本	コマーシャルペーパー	ミツイスミトモシンタク ギンコウ	4,000,000,000		3,998,776,044		3,998,776,044			0.63

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		48.39
特殊債券		10.64
社債券		1.33
コマーシャルペーパー		26.65
合計		87.03

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	1,276,666	1,276,667	1.0000	1.0000
第24特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	1,169,171	1,169,173	1.0000	1.0000
第25特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	1,070,835	1,070,836	1.0000	1.0000
第26特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	986,741	986,742	1.0000	1.0000
第27特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	936,184	936,184	1.0000	1.0000
第28特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	876,290	876,290	1.0000	1.0000
第29特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	813,945	813,947	1.0000	1.0000
第30特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	819,855	819,862	1.0000	1.0000
第31特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	885,408	885,420	1.0000	1.0000
第32特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	949,976	949,990	1.0000	1.0000
第33特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	949,893	949,906	1.0000	1.0000
第34特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	914,462	914,476	1.0000	1.0000
第35特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	836,939	836,943	1.0000	1.0000
第36特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	796,683	796,686	1.0000	1.0000
第37特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	754,270	754,272	1.0000	1.0000
第38特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	717,152	717,153	1.0000	1.0000
第39特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	699,286	699,288	1.0000	1.0000
第40特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	695,345	695,347	1.0000	1.0000
第41特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	681,159	681,161	1.0000	1.0000
第42特定期間	2012年6月1日～2012年11月30日	632,263	632,264	1.0000	1.0000
	2011年12月末日	698,672		1.0000	
	2012年1月末日	702,343		1.0000	
	2月末日	697,380		1.0000	
	3月末日	691,721		1.0000	
	4月末日	685,763		1.0000	
	5月末日	681,159		1.0000	
	6月末日	674,680		1.0000	
	7月末日	673,126		1.0000	
	8月末日	658,352		1.0000	
	9月末日	642,879		1.0000	
	10月末日	636,817		1.0000	
	11月末日	632,263		1.0000	
	12月末日	630,835		1.0000	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

## 【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第23特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	0.0000717 円
第24特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	0.0000742 円
第25特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	0.0000766 円
第26特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	0.0000758 円
第27特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	0.0000684 円
第28特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	0.0000492 円
第29特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	0.0001282 円
第30特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	0.0012187 円
第31特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	0.0020003 円
第32特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	0.0025731 円
第33特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	0.0026510 円
第34特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	0.0026124 円
第35特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	0.0017185 円
第36特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	0.0007934 円
第37特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	0.0005815 円
第38特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	0.0005019 円
第39特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	0.0005122 円
第40特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	0.0005242 円
第41特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	0.0004957 円
第42特定期間	2012年6月1日～2012年11月30日	0.0004675 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第23特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	0.01 %
第24特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	0.01 %
第25特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	0.01 %
第26特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	0.01 %
第27特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	0.01 %
第28特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	0.00 %
第29特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	0.01 %
第30特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	0.12 %
第31特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	0.20 %
第32特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	0.26 %
第33特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	0.27 %
第34特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	0.26 %
第35特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	0.17 %
第36特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	0.08 %
第37特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	0.06 %
第38特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	0.05 %
第39特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	0.05 %
第40特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	0.05 %
第41特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	0.05 %
第42特定期間	2012年6月1日～2012年11月30日	0.05 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

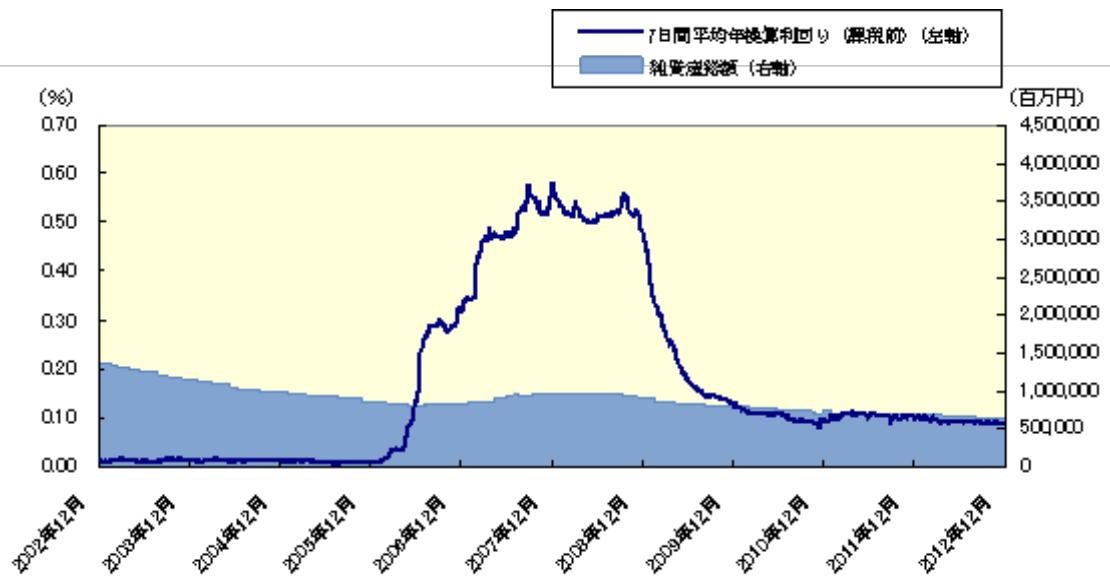
## (4)【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第23特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	144,496,118,297	274,606,821,874	1,276,666,261,884
第24特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	135,608,299,647	243,102,820,415	1,169,171,741,116
第25特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	128,238,934,857	226,575,033,211	1,070,835,642,762
第26特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	112,618,958,713	196,712,995,535	986,741,605,940
第27特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	119,999,246,704	170,556,275,664	936,184,576,980
第28特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	126,571,820,557	186,465,798,441	876,290,599,096
第29特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	114,036,384,283	176,381,790,858	813,945,192,521
第30特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	163,068,130,072	157,157,652,249	819,855,670,344
第31特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	257,308,438,232	191,755,609,761	885,408,498,815
第32特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	293,997,469,929	229,429,613,863	949,976,354,881
第33特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	219,339,081,899	219,422,078,921	949,893,357,859
第34特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	190,388,723,145	225,819,096,542	914,462,984,462
第35特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	117,016,355,264	194,540,057,450	836,939,282,276
第36特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	93,965,084,657	134,220,628,851	796,683,738,082
第37特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	100,943,247,773	143,356,359,197	754,270,626,658
第38特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	89,258,934,700	126,377,472,269	717,152,089,089
第39特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	97,599,841,464	115,465,244,547	699,286,686,006
第40特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	102,249,784,557	106,190,537,557	695,345,933,006
第41特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	101,584,276,024	115,770,703,210	681,159,505,820
第42特定期間	2012年6月1日～2012年11月30日	68,717,389,667	117,613,864,419	632,263,031,068

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2012年12月31日現在）

## [ 7日間平均年換算利回り・純資産の推移 ]（日次）



## [ 主要な資産の状況 ]

## 銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫短期証券 第320回	国債証券	4.8
2	国庫短期証券 第324回	国債証券	3.4
3	国庫短期証券 第327回	国債証券	3.2
4	国庫短期証券 第328回	国債証券	3.2
5	国庫短期証券 第332回	国債証券	3.2
6	国庫短期証券 第334回	国債証券	3.2
7	国庫短期証券 第331回	国債証券	2.9
8	国庫短期証券 第323回	国債証券	2.8
9	国庫短期証券 第280回	国債証券	2.0
10	国庫債券 利付(2年)第306回	国債証券	1.7

## 資産別投資比率

資産の種類	投資比率 (%)
国債証券	48.4
特殊債券	10.6
社債券	1.3
コマーシャルペーパー	26.7
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	13.0

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により、1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得価額(取得日の前日の基準価額)とします。

取得日は、取得申込みと取得申込金の振込みの時期により異なります。

#### 販売会社が営業日 の場合

販売会社が、取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日が取得日となります。

ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。

販売会社が、取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。

ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

なお、上記の「取得申込金を受領した場合」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限り、

#### 販売会社の営業日 以外の日に払込金を添えて取得申込みがあった場合

払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

「営業日」とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受

益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、取得日から換金代金の支払開始日の前日までの日数が30日未満のご換金の場合、換金する口数に応じて信託財産留保額(1万口につき10円)をご負担いただきます。取得日から換金代金の支払い開始日の前日までの日数が30日以上のご換金の場合、信託財産留保額はありません。

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。



なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約につきましては、原則として、お申し出日から起算して4営業日目を解約請求の受付日とし、当該受付日にご解約のお申込みを受け付けたものとします。この場合、当該申し出は信託終了の5営業日前までとします。また、大口解約については、別途制限を設ける場合があります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額...購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間...債券の取得日から償還日までの日数のことです。

上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成4年5月8日設定)。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下回ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に

委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、6ヵ月毎(毎年5月、11月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を毎年5月末、11月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月

を下らないものとしします。

- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(e)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとしします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- ( )原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金は、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- ( )販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとしします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額としします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ( )上記( )の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回った時には、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- ( )信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記( )および( )の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払われます。
- ( )信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。
- ( )受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金(償還にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

解約代金(一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、解約請求受付日の翌営業日からお支払いします。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成24年6月1日から平成24年11月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 5月31日現在	当期 平成24年11月30日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	772,080	955,195
コール・ローン	68,235,000,000	45,238,000,000
国債証券	236,298,454,880	226,168,962,386
特殊債券	57,114,423,036	70,716,828,136
社債券	27,171,987,250	7,137,644,959
コマーシャル・ペーパー	313,913,894,317	253,604,296,540
現先取引勘定	1,199,868,000	43,091,814,588
未収利息	243,824,603	254,613,665
前払費用	58,093,583	69,946,320
その他未収収益	18,447	27,184
借入有価証券担保金	6,021,163,420	9,002,568,144
流動資産合計	710,257,499,616	655,285,657,117
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	29,095,693,608	23,020,583,920
未払収益分配金	1,839,130	1,580,657
未払受託者報酬	31,539	28,062
未払委託者報酬	417,466	371,909
その他未払費用	3,607	4,282
流動負債合計	29,097,985,350	23,022,568,830
負債合計	29,097,985,350	23,022,568,830
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	681,159,505,820	632,263,031,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,446	57,219
元本等合計	681,159,514,266	632,263,088,287
純資産合計	681,159,514,266	632,263,088,287
負債純資産合計	710,257,499,616	655,285,657,117

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
営業収益		
受取利息	958,640,003	826,764,882
有価証券売買等損益	532,925,536	444,637,824
その他収益	4,822,362	2,547,119
営業収益合計	430,536,829	384,674,177
営業費用		
受託者報酬	6,029,635	5,402,494
委託者報酬	79,724,727	71,428,720
その他費用	737,972	524,801
営業費用合計	86,492,334	77,356,015
営業利益	344,044,495	307,318,162
経常利益	344,044,495	307,318,162
当期純利益	344,044,495	307,318,162
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,783	8,446
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	344,050,832	307,269,389
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,446	57,219



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）により、平成24年6月 1 日から平成24年11月30日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 平成24年 5 月31日現在	当期 平成24年11月30日現在
1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。	1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。
2 特定期間の末日における受益権の総数 681,159,505,820 口	2 特定期間の末日における受益権の総数 632,263,031,068 口
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日	当期 自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日
1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 344,059,278円を分配対象収益として344,050,832円 を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 307,326,608円を分配対象収益として307,269,389円 を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日	当期 自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成24年 5 月31日現在	当期 平成24年11月30日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日	当期 自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

前期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日	当期 自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日
期首元本額 695,345,933,006 円	期首元本額 681,159,505,820 円
期中追加設定元本額 101,584,276,024 円	期中追加設定元本額 68,717,389,667 円
期中一部解約元本額 115,770,703,210 円	期中一部解約元本額 117,613,864,419 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	前期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日	当期 自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	28,786	627,496
特殊債券	1,460,929	1,460,676
社債券	826,030	190,268
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	2,315,745	2,278,440

## 3 デリバティブ取引関係

前期(平成24年 5 月31日現在)

該当事項はございません。

当期(平成24年11月30日現在)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成24年11月30日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成24年11月30日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(2年)第300回	2,500,000,000	2,500,240,900	
	国庫債券 利付(2年)第300回	2,500,000,000	2,500,240,900	
	国庫債券 利付(2年)第300回	320,000,000	320,035,000	
	国庫債券 利付(2年)第300回	30,000,000	30,003,300	
	国庫債券 利付(2年)第303回	2,500,000,000	2,500,860,380	
	国庫債券 利付(2年)第303回	2,500,000,000	2,500,865,460	
	国庫債券 利付(2年)第304回	1,000,000,000	1,000,434,225	
	国庫債券 利付(2年)第304回	70,000,000	70,030,400	
	国庫債券 利付(2年)第305回	300,000,000	300,156,120	
	国庫債券 利付(2年)第305回	200,000,000	200,104,100	
	国庫債券 利付(2年)第305回	45,300,000	45,323,187	
	国庫債券 利付(2年)第305回	302,000,000	302,155,360	
	国庫債券 利付(2年)第306回	2,500,000,000	2,501,603,396	
	国庫債券 利付(2年)第306回	2,500,000,000	2,501,572,165	
	国庫債券 利付(2年)第306回	300,000,000	300,180,120	
	国庫債券 利付(2年)第306回	100,000,000	100,060,050	
	国庫債券 利付(2年)第306回	10,000,000	10,005,920	
	国庫債券 利付(2年)第306回	2,500,000,000	2,501,525,750	
	国庫債券 利付(2年)第306回	2,500,000,000	2,501,525,750	
	国庫債券 利付(2年)第306回	100,000,000	100,059,380	
	国庫債券 利付(2年)第307回	2,500,000,000	2,501,766,875	
	国庫債券 利付(2年)第307回	2,500,000,000	2,501,766,875	
	国庫債券 利付(2年)第309回	1,000,000,000	1,000,039,628	
	国庫債券 利付(2年)第309回	500,000,000	500,019,814	
	国庫債券 利付(2年)第310回	534,200,000	534,700,588	
	国庫債券利付(5年)第70回	120,000,000	120,248,175	
	国庫債券利付(5年)第70回	75,000,000	75,153,510	
	国庫債券利付(5年)第70回	21,600,000	21,643,728	
	国庫債券利付(5年)第71回	2,500,000,000	2,508,825,105	
	国庫債券利付(5年)第71回	2,500,000,000	2,508,832,050	
	国庫債券利付(5年)第71回	420,000,000	421,447,640	
	国庫債券利付(5年)第71回	900,000	903,139	
	国庫債券利付(5年)第72回	34,000,000	34,260,384	
	国庫債券利付(5年)第72回	10,000,000	10,076,680	
	国庫債券利付(5年)第72回	1,600,000	1,612,240	
	国庫債券利付(5年)第72回	2,500,000,000	2,519,027,390	
	国庫債券利付(5年)第72回	300,000,000	302,283,738	
	国庫債券利付(5年)第73回	80,000,000	80,525,232	
	国庫債券利付(5年)第73回	2,000,000,000	2,013,056,248	
	国庫債券利付(5年)第73回	300,000,000	301,948,968	
	国庫債券利付(5年)第73回	1,100,000	1,107,113	
	国庫債券利付(5年)第74回	170,000,000	170,837,068	

	国庫債券利付(5年)第74回	37,000,000	37,182,196	
	国庫債券利付(5年)第74回	2,000,000	2,009,808	
	国庫債券利付(5年)第74回	1,000,000,000	1,004,898,160	
	国庫債券利付(5年)第74回	150,000,000	150,734,725	
	国庫債券利付(5年)第74回	50,000,000	50,244,910	
	国庫債券利付(5年)第76回	500,000,000	504,354,932	
	国庫債券利付(5年)第76回	1,000,000,000	1,008,763,069	
	国庫債券利付(5年)第76回	800,000	806,954	
	国庫債券利付(10年)第244回	440,000,000	440,198,550	
	国庫債券利付(10年)第245回	100,000,000	100,040,208	
	国庫債券利付(10年)第245回	50,000,000	50,018,210	
	国庫債券利付(10年)第246回	500,000,000	500,176,726	
	国庫債券利付(10年)第246回	95,000,000	95,032,254	
	国庫債券利付(10年)第246回	133,000,000	133,045,395	
	国庫債券利付(10年)第247回	2,500,000,000	2,505,073,565	
	国庫債券利付(10年)第248回	2,500,000,000	2,504,388,900	
	国庫債券利付(10年)第248回	2,500,000,000	2,504,388,900	
	国庫債券利付(10年)第248回	2,500,000,000	2,504,328,130	
	国庫債券利付(10年)第249回	102,000,000	102,150,116	
	国庫債券利付(10年)第250回	200,000,000	200,437,300	
	国庫債券利付(10年)第250回	1,000,000,000	1,002,188,808	
	国庫債券利付(10年)第250回	1,000,000,000	1,002,183,101	
	国庫債券利付(10年)第250回	30,000,000	30,065,124	
	国庫債券利付(10年)第251回	30,000,000	30,131,272	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券利付(10年)第251回	30,000,000	30,131,272	
	国庫債券利付(10年)第251回	300,000,000	301,302,600	
	国庫債券利付(10年)第251回	200,000,000	200,865,905	
	国庫債券利付(10年)第251回	100,000,000	100,432,995	
	国庫債券利付(10年)第251回	45,000,000	45,194,835	
	国庫債券利付(10年)第252回	2,500,000,000	2,512,307,952	
	国庫債券利付(10年)第252回	2,500,000,000	2,512,307,952	
	国庫債券利付(10年)第252回	130,000,000	130,640,024	
	国庫債券利付(10年)第252回	20,500,000	20,600,209	
	国庫債券利付(10年)第253回	2,500,000,000	2,529,943,415	
	国庫債券利付(20年)第21回	40,000,000	40,661,387	
	国庫債券利付(20年)第21回	390,000,000	396,474,130	
	国庫短期証券第280回	2,500,000,000	2,498,841,830	
	国庫短期証券第280回	2,500,000,000	2,498,841,830	
	国庫短期証券第280回	2,500,000,000	2,498,841,944	
	国庫短期証券第280回	2,500,000,000	2,498,841,944	
	国庫短期証券第280回	2,500,000,000	2,498,848,452	
	国庫短期証券第308回	2,500,000,000	2,499,941,770	
	国庫短期証券第308回	2,500,000,000	2,499,941,770	
	国庫短期証券第309回	2,500,000,000	2,499,897,180	
	国庫短期証券第309回	2,500,000,000	2,499,896,655	
	国庫短期証券第309回	2,500,000,000	2,499,896,655	
	国庫短期証券第309回	1,410,000,000	1,409,941,636	
	国庫短期証券第309回	1,090,000,000	1,089,955,161	
	国庫短期証券第311回	2,500,000,000	2,499,843,720	
	国庫短期証券第311回	2,500,000,000	2,499,843,720	
	国庫短期証券第311回	1,450,000,000	1,449,909,300	
	国庫短期証券第311回	1,050,000,000	1,049,934,864	
	国庫短期証券第313回	2,500,000,000	2,499,738,055	
	国庫短期証券第313回	2,500,000,000	2,499,738,055	
	国庫短期証券第313回	2,500,000,000	2,499,738,055	
	国庫短期証券第313回	2,500,000,000	2,499,738,055	
	国庫短期証券第317回	2,500,000,000	2,499,664,917	
	国庫短期証券第317回	2,500,000,000	2,499,664,917	
	国庫短期証券第317回	2,500,000,000	2,499,662,467	
	国庫短期証券第317回	2,460,000,000	2,459,667,861	
	国庫短期証券第317回	40,000,000	39,994,635	
	国庫短期証券第319回	2,500,000,000	2,499,620,348	
	国庫短期証券第319回	2,500,000,000	2,499,620,348	
	国庫短期証券第319回	2,500,000,000	2,499,620,348	
	国庫短期証券第319回	2,500,000,000	2,499,620,348	
	国庫短期証券第320回	2,500,000,000	2,499,576,129	
	国庫短期証券第320回	2,500,000,000	2,499,576,129	
	国庫短期証券第320回	2,500,000,000	2,499,576,129	
	国庫短期証券第320回	2,500,000,000	2,499,576,129	
	国庫短期証券第321回	2,500,000,000	2,499,521,560	
	国庫短期証券第321回	2,500,000,000	2,499,521,560	

	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,482,966	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,482,966	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,482,966	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,487,305	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,487,305	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,487,305	
	国庫短期証券 第3 2 3 回	2,500,000,000	2,499,487,305	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,172	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,172	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,172	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,172	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,980	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,980	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,980	
	国庫短期証券 第3 2 4 回	2,500,000,000	2,499,437,980	
	国庫短期証券 第3 2 6 回	2,500,000,000	2,499,640,824	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	
	国庫短期証券 第3 2 7 回	2,500,000,000	2,499,399,550	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
	国庫短期証券 第3 2 8 回	2,500,000,000	2,499,350,490	
国債証券計		226,021,000,000	226,168,962,386	
特殊債券	日本政策投資銀行債券 政府保証第6 回	15,000,000	15,030,354	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 1 4 回	38,000,000	38,016,386	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 1 5 回	5,000,000	5,010,900	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 1 6 回	100,000,000	100,237,992	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第3 1 7 回	405,000,000	405,878,253	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第3 1 7 回	100,000,000	100,217,224	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第3 1 7 回	100,000,000	100,217,776	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 1 8 回	708,000,000	712,490,020	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 1 8 回	300,000,000	301,893,015	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第3 1 9 回	912,000,000	917,171,692	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第3 1 9 回	102,000,000	102,578,490	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第3 2 0 回	100,000,000	101,179,550	
	公営企業債券政府保証第8 2 2 回	2,500,000,000	2,501,021,655	
	公営企業債券政府保証第8 2 3 回	300,000,000	300,327,604	
	公営企業債券政府保証第8 2 3 回	200,000,000	200,212,400	
	公営企業債券政府保証第8 2 4 回	300,000,000	300,489,653	
	公営企業債券政府保証第8 2 4 回	13,000,000	13,020,368	
	公営企業債券 政府保証第8 2 5 回	47,000,000	47,095,664	
	公営企業債券 政府保証第8 2 5 回	1,000,000,000	1,002,147,096	
	公営企業債券 政府保証第8 2 5 回	1,726,000,000	1,729,719,014	
	公営企業債券 政府保証第8 2 5 回	500,000,000	501,055,819	
	公営企業債券政府保証第8 2 6 回	300,000,000	300,685,638	
	公営企業債券政府保証第8 2 6 回	150,000,000	150,339,144	
	公営企業債券 政府保証第8 2 7 回	100,000,000	100,231,354	
	公営企業債券 政府保証第8 2 7 回	150,000,000	150,350,088	
	公営企業債券 政府保証第8 2 7 回	150,000,000	150,350,292	



	公営企業債券政府保証第828回	839,000,000	840,836,764	
	公営企業債券政府保証第828回	196,000,000	196,423,650	
	公営企業債券政府保証第828回	100,000,000	100,216,206	
	公営企業債券政府保証第829回	100,000,000	100,628,472	
	公営企業債券政府保証第829回	279,000,000	280,772,176	
	公営企業債券政府保証第830回	100,000,000	100,565,857	
	公営企業債券 政府保証第832回	1,434,000,000	1,450,418,980	
	公営企業債券 政府保証第832回	623,000,000	630,182,554	
	地方公共団体金融機構債券 政府保証 4年第1回	29,000,000	29,037,900	
	首都高速道路債券 政府保証第186 回	400,000,000	402,303,904	
	首都高速道路債券 政府保証第186 回	2,000,000,000	2,011,552,864	
	阪神高速道路債券 政府保証第134 回	100,000,000	100,212,524	
	中小企業債券政府保証第173回	100,000,000	100,209,812	
	中小企業債券 政府保証第176回	100,000,000	101,171,264	
	中小企業債券 政府保証第176回	624,000,000	631,357,032	
	中小企業債券 政府保証第176回	150,000,000	151,748,730	
	関西国際空港債券 政府保証第39回	304,000,000	304,643,130	
	関西国際空港債券 政府保証第39回	100,000,000	100,212,160	
	預金保険機構債券政府保証第153 回	30,000,000	30,009,876	
	預金保険機構債券政府保証第153 回	1,000,000,000	1,000,306,947	
	国民生活債券政府保証第9回	950,000,000	955,873,850	
	国民生活債券政府保証第9回	913,000,000	918,644,186	
	新東京国際空港 政府保証第4回	100,000,000	100,648,200	
	商工債券 利付第691回い号	500,000,000	500,434,620	
	商工債券 利付第691回い号	150,000,000	150,130,140	
	商工債券 利付第691回い号	560,000,000	560,493,504	
	商工債券 利付第692回い号	500,000,000	500,766,526	
	商工債券 利付第692回い号	400,000,000	400,613,283	
	商工債券 利付第692回い号	500,000,000	500,772,768	
	商工債券 利付第692回い号	500,000,000	500,778,400	
	商工債券 利付第692回い号	300,000,000	300,467,040	
	商工債券 利付第692回い号	450,000,000	450,700,804	
	商工債券 利付第692回い号	100,000,000	100,152,232	
	商工債券 利付第693回い号	500,000,000	501,239,578	
	商工債券 利付第693回い号	150,000,000	150,371,850	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	商工債券 利付第693回い号	100,000,000	100,248,716	
	商工債券 利付第693回い号	200,000,000	200,494,727	
	商工債券 利付第693回い号	200,000,000	200,501,190	
	商工債券 利付第694回い号	170,000,000	170,524,267	
	商工債券 利付第694回い号	400,000,000	401,250,075	
	商工債券 利付第696回い号	100,000,000	100,605,340	
	商工債券 利付第697回い号	100,000,000	100,765,926	
	商工債券 利付第699回い号	110,000,000	110,983,420	
	商工債券 利付第699回い号	100,000,000	100,897,744	
	商工債券 利付第699回い号	100,000,000	100,881,075	
	農林債券 利付第692回い号	500,000,000	500,783,643	
	農林債券 利付第692回い号	500,000,000	500,783,643	
	農林債券 利付第692回い号	400,000,000	400,626,993	
	農林債券 利付第692回い号	200,000,000	200,314,480	
	農林債券 利付第692回い号	500,000,000	500,783,750	
	農林債券 利付第692回い号	500,000,000	500,783,750	
	農林債券 利付第695回い号	300,000,000	301,188,198	
	農林債券 利付第695回い号	50,000,000	50,201,036	
	農林債券 利付第695回い号	150,000,000	150,605,245	
	農林債券 利付第695回い号	200,000,000	200,806,568	
	農林債券 利付第696回い号	140,000,000	140,839,824	
	農林債券 利付第696回い号	100,000,000	100,590,960	
	農林債券 利付第696回い号	100,000,000	100,605,116	
	農林債券 利付第699回い号	500,000,000	504,469,864	
	農林債券 利付第699回い号	500,000,000	504,469,864	
	農林債券 利付第699回い号	300,000,000	302,634,096	
	農林債券 利付第701回い号	100,000,000	101,176,868	
	農林債券 利付第702回い号	100,000,000	101,400,484	
	しんきん中金債券 利付第217回	50,000,000	50,041,720	
	しんきん中金債券 利付第217回	500,000,000	500,412,189	
	しんきん中金債券 利付第217回	500,000,000	500,412,189	
	しんきん中金債券 利付第217回	300,000,000	300,246,881	
	しんきん中金債券 利付第218回	500,000,000	500,769,927	
	しんきん中金債券 利付第218回	500,000,000	500,769,927	
	しんきん中金債券 利付第218回	300,000,000	300,463,074	
	しんきん中金債券 利付第218回	240,000,000	240,369,738	
	しんきん中金債券 利付第218回	100,000,000	100,157,078	
	しんきん中金債券 利付第218回	300,000,000	300,467,040	
	しんきん中金債券 利付第219回	500,000,000	501,246,852	
	しんきん中金債券 利付第219回	150,000,000	150,381,580	
	しんきん中金債券利付第220回	300,000,000	300,886,893	
	しんきん中金債券利付第220回	50,000,000	50,146,260	
	しんきん中金債券利付第220回	100,000,000	100,301,600	
	しんきん中金債券利付第220回	500,000,000	501,523,503	
	しんきん中金債券利付第220回	500,000,000	501,523,503	
	しんきん中金債券利付第220回	500,000,000	501,523,503	
	しんきん中金債券利付第220回	500,000,000	501,523,503	

しんきん中金債券利付第220回	200,000,000	200,609,423	
しんきん中金債券利付第220回	500,000,000	501,509,596	
しんきん中金債券利付第220回	450,000,000	451,358,712	
しんきん中金債券 利付第221回	100,000,000	100,391,373	
しんきん中金債券 利付第221回	100,000,000	100,400,499	
しんきん中金債券 利付第221回	200,000,000	200,807,741	
しんきん中金債券 利付第222回	100,000,000	100,605,745	
しんきん中金債券 利付第222回	100,000,000	100,611,832	
しんきん中金債券 利付第223回	300,000,000	302,298,405	
しんきん中金債券 利付第223回	250,000,000	251,903,896	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第223回	500,000,000	503,845,930	
しんきん中金債券 利付第224回	500,000,000	504,243,054	
しんきん中金債券 利付第224回	500,000,000	504,243,054	
しんきん中金債券 利付第224回	300,000,000	302,545,857	
しんきん中金債券 利付第225回	500,000,000	504,304,000	
しんきん中金債券 利付第225回	500,000,000	504,304,000	
しんきん中金債券 利付第225回	200,000,000	201,721,600	
しんきん中金債券 利付第225回	100,000,000	100,857,357	
しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	
	しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	
	しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	
	しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	
	しんきん中金債券利付第226回	500,000,000	505,002,825	
	しんきん中金債券利付第226回	200,000,000	202,001,130	
	しんきん中金債券 利付第227回	500,000,000	505,685,940	
	しんきん中金債券 利付第227回	500,000,000	505,685,940	
	しんきん中金債券 利付第227回	450,000,000	455,117,364	
	しんきん中金債券 利付第227回	100,000,000	101,132,440	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第34回	200,000,000	200,000,887	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第35回	300,000,000	300,000,000	
	商工債券 利付(1年)第36回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第36回	300,000,000	300,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	600,000,000	600,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(1年)第37回	500,000,000	500,000,000	
	商工債券 利付(3年)第119回	100,000,000	100,020,200	
	商工債券 利付(3年)第119回	300,000,000	300,067,392	
	商工債券 利付(3年)第120回	100,000,000	100,035,750	
	商工債券 利付(3年)第122回	100,000,000	100,059,765	
	商工債券 利付(3年)第122回	100,000,000	100,068,864	
	商工債券 利付(3年)第122回	500,000,000	500,344,690	
	商工債券 利付(3年)第122回	500,000,000	500,344,690	
	商工債券 利付(3年)第122回	500,000,000	500,344,690	
	商工債券 利付(3年)第122回	500,000,000	500,344,690	
	商工債券 利付(3年)第124回	500,000,000	500,533,855	
	商工債券 利付(3年)第124回	500,000,000	500,533,855	

	商工債券 利付（3年）第124回	500,000,000	500,533,855	
	商工債券 利付（3年）第124回	500,000,000	500,533,855	
	商工債券 利付（3年）第124回	500,000,000	500,533,855	
	商工債券 利付（3年）第126回	500,000,000	500,574,568	
	商工債券 利付（3年）第126回	500,000,000	500,574,568	
	商工債券 利付（3年）第126回	400,000,000	400,459,673	
	商工債券 利付（3年）第129回	200,000,000	200,237,900	
特殊債券計		70,462,000,000	70,716,828,136	
社債券	三菱電機第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,020,084	
	住友商事第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,261,563	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	300,414,084	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,678,420	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,678,420	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,678,420	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,542,840	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,278,930	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,701,250	
	みずほコーポレート銀行第11回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,561,000	
	みずほコーポレート銀行第12回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,461,520	
	みずほコーポレート銀行第12回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	502,279,400	
	みずほコーポレート銀行第12回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	301,367,650	
	みずほコーポレート銀行第13回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,577,626	
	みずほコーポレート銀行第13回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	403,110,278	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	三菱東京UFJ銀行 第61回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,136,762	
	三菱東京UFJ銀行 第61回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,546,280	
	三菱東京UFJ銀行 第95回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,128,856	
	三井住友銀行 第42回社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,608,293	
	三井住友銀行 第42回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,121,722	
	トヨタファイナンス 第30回社債間限定同等特約付	100,000,000	100,064,128	
	東日本旅客鉄道第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,048,184	
	日本電信電話 第57回	100,000,000	100,355,770	
	日本電信電話 第57回	100,000,000	100,352,376	
	NTTドコモ 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,546,014	
	NTTドコモ 第18回社債間限定同順位特約付	120,000,000	120,323,484	
	NTTドコモ 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,276,648	
	NTTデ-タ 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,524,957	
社債券計		7,120,000,000	7,137,644,959	
コマーシャル・ ペーパー	エスエムビーシーニッコウショウケン	4,000,000,000	3,999,934,220	
	ミズホショウケン	4,000,000,000	3,999,931,520	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,937,498	
	ミズホコーポレートギンコウ	4,000,000,000	3,999,851,370	
	ミツイスミトモF&L	4,000,000,000	3,999,838,298	
	ミズホコーポレートギンコウ	4,000,000,000	3,999,764,717	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,850,075	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	4,000,000,000	3,999,776,466	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	4,000,000,000	3,999,852,710	
	ミツイスミトモF&L	4,000,000,000	3,999,739,788	
	ミツイスミトモF&L	4,000,000,000	3,999,630,260	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,762,652	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	4,000,000,000	3,999,766,820	
	ミズホショウケン	4,000,000,000	3,999,630,260	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,525,401	
	トヨタファイナンス	4,000,000,000	3,999,319,094	
	エイペックスF	290,000,000	289,998,176	
	エイペックスF	150,000,000	149,999,068	
	エイペックスF	360,000,000	359,982,304	
	オオサカガス	3,000,000,000	2,999,762,771	
	SABC	1,000,000,000	999,778,246	
	SABC	730,000,000	729,838,088	
	FOREST CORPORATION	411,000,000	410,766,730	
	FOREST CORPORATION	3,000,000,000	2,999,334,738	
	FOREST CORPORATION	455,000,000	454,899,043	

	STRAIT CAPITAL CO R P	800,000,000	799,545,928	
	エイペックスF	340,000,000	339,995,822	
	エイペックスF	440,000,000	439,994,547	
	エイペックスF	330,000,000	329,995,925	
	エイペックスF	280,000,000	279,983,621	
	エイペックスF	220,000,000	219,987,122	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,500,406	
	リコ-リ-ス	2,000,000,000	1,999,945,748	
	エイペックスF	170,000,000	169,985,892	
	三菱UFJモルガン・スタン レー	4,000,000,000	3,999,423,282	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,412,983	
	エイペックスF	130,000,000	129,989,190	
	エイペックスF	330,000,000	329,972,647	
	エイペックスF	370,000,000	369,969,349	
	ニホンシヨウケンキンコウ	5,000,000,000	4,999,371,670	
	エイペックスF	100,000,000	99,981,253	
	エイペックスF	980,000,000	979,816,619	
	エイペックスF	900,000,000	899,831,560	
	エイペックスF	120,000,000	119,977,541	
	エイペックスF	900,000,000	899,831,560	
	ミズホコーポレートギンコウ	4,000,000,000	3,999,331,452	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	4,000,000,000	3,999,325,560	
	BLUE HEAVEN FUND I N G	105,000,000	104,993,781	
	リコ-リ-ス	5,000,000,000	4,999,693,180	
	三菱シジシヨ	4,000,000,000	3,999,804,410	
	エイペックスF	160,000,000	159,983,153	
	エイペックスF	210,000,000	209,977,900	
	エイペックスF	250,000,000	249,973,660	
	エイペックスF	380,000,000	379,960,003	
	三菱UFJモルガン・スタン レー	3,000,000,000	2,999,503,009	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	3,000,000,000	2,999,447,341	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ ペーパー	ミツイスミトモシンタクギンコウ	1,000,000,000	999,787,676	
	ミズホショウケン	3,000,000,000	2,999,394,013	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	195,000,000	194,975,609	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	179,000,000	178,977,629	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	126,000,000	125,984,257	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	110,000,000	109,982,987	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	103,000,000	102,984,068	
	CONCERTO RECEIVAB LES	750,000,000	749,858,397	
	CONCERTO RECEIVAB LES	200,000,000	199,962,241	
	CONCERTO RECEIVAB LES	500,000,000	499,905,586	
	CONCERTO RECEIVAB LES	150,000,000	149,971,672	
	CONCERTO RECEIVAB LES	400,000,000	399,924,447	
	ARCADIA FUNDING C ORP	1,000,000,000	999,811,172	
	エイペックスF	1,000,000,000	999,811,172	
	ALLSTAR FUNDING C ORP	675,000,000	674,944,058	
	ALLSTAR FUNDING C ORP	394,000,000	393,967,338	
	ASTRO CAPITAL COR P2	1,005,000,000	1,004,916,743	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	221,000,000	220,997,943	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	203,000,000	202,998,101	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	193,000,000	192,998,193	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	179,000,000	178,998,334	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	168,000,000	167,998,438	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	167,000,000	166,998,417	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	135,000,000	134,998,716	
	BLUE HEAVEN FUNDI NG	123,000,000	122,998,832	



	BLUE HEAVEN FUNDING	101,000,000	100,994,351	
	BLUE HEAVEN FUNDING	206,000,000	205,956,700	
	BLUE HEAVEN FUNDING	151,000,000	150,968,278	
	BLUE HEAVEN FUNDING	122,000,000	121,968,449	
	BLUE HEAVEN FUNDING	164,000,000	163,950,679	
	ジエイ エフ イ - ホ - ルディングス	8,000,000,000	7,999,952,266	
	S A B C	1,154,000,000	1,153,421,832	
	ジエイ エフ イ - ホ - ルディングス	4,000,000,000	3,999,976,131	
	ミツイスミトモF&L	3,000,000,000	2,999,322,123	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	3,000,000,000	2,999,381,772	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	1,000,000,000	999,787,671	
	ミツビシUFJリ - ス	5,000,000,000	4,999,903,825	
	エイペックスF	760,000,000	759,920,005	
	エイペックスF	340,000,000	339,964,206	
	エイペックスF	780,000,000	779,917,903	
	エイペックスF	140,000,000	139,985,256	
	エイペックスF	310,000,000	309,967,359	
	エイペックスF	970,000,000	969,897,904	
	エイペックスF	150,000,000	149,982,812	
	エイペックスF	160,000,000	159,981,668	
	エイペックスF	350,000,000	349,957,740	
	エイペックスF	620,000,000	619,925,155	
	エイペックスF	330,000,000	329,959,130	
	エイペックスF	830,000,000	829,868,954	
	エイペックスF	150,000,000	149,971,672	
	エイペックスF	110,000,000	109,979,218	
	BLUE HEAVEN FUNDING	219,000,000	218,973,760	
	BLUE HEAVEN FUNDING	133,000,000	132,984,052	
	BLUE HEAVEN FUNDING	131,000,000	130,984,300	
	BLUE HEAVEN FUNDING	108,000,000	107,987,066	
	ジエイ エフ イ - ホ - ルディングス	3,000,000,000	2,999,882,477	
	ALLSTAR FUNDING CORP	974,000,000	973,991,263	
	ALLSTAR FUNDING CORP	557,000,000	556,995,004	
	BLUE HEAVEN FUNDING	211,000,000	210,958,778	
	BLUE HEAVEN FUNDING	110,000,000	109,972,271	

	ミズホショウケン	3,000,000,000	2,999,301,574	
	ミズホショウケン	1,000,000,000	999,743,226	
	三菱UFJモルガン・スタンレー	3,000,000,000	2,999,309,780	
	三菱UFJモルガン・スタンレー	3,000,000,000	2,999,229,698	
	三菱UFJリ - ス	5,000,000,000	4,999,791,650	
	三菱UFJモルガン・スタンレー	1,000,000,000	999,787,667	
	三菱UFJモルガン・スタンレー	3,000,000,000	2,999,297,474	
	三菱UFJモルガン・スタンレー	3,000,000,000	2,999,245,366	
	ミズホショウケン	2,000,000,000	1,999,486,459	
	ミズホショウケン	2,000,000,000	1,999,438,545	
	三菱UFJリ - ス	5,000,000,000	4,999,679,475	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ ペーパー	ミツイスミトモシタクギンコウ	3,000,000,000	2,999,231,905	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	1,000,000,000	999,728,356	
	ミツビシUFJモルガン・スタン レー	3,000,000,000	2,999,199,357	
	エイペックスF	380,000,000	379,895,329	
	エイペックスF	110,000,000	109,969,694	
	エイペックスF	250,000,000	249,931,127	
	エイペックスF	260,000,000	259,928,374	
	エイペックスF	1,000,000,000	999,724,540	
	ミズホショウケン	2,000,000,000	1,999,390,616	
	ミツビシUFJリ - ス	3,000,000,000	2,999,740,383	
	ミツイスミトモF & L	2,000,000,000	1,999,438,529	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	2,000,000,000	1,999,988,382	
	ミツイスミトモF & L	2,000,000,000	1,999,390,601	
	ミズホショウケン	2,000,000,000	1,999,342,686	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	2,000,000,000	1,999,976,766	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	2,000,000,000	1,999,400,512	
	エイペックスF	5,000,000,000	4,999,596,880	
	エイペックスF	1,000,000,000	999,919,376	
	CONCERTO RECEIVAB LES	3,000,000,000	2,999,758,128	
	CONCERTO RECEIVAB LES	1,000,000,000	999,919,376	
	ミツビシUFJリ - ス	3,000,000,000	2,999,634,618	
	クレセールF	2,600,000,000	2,599,709,401	
	ASTRO CAPITAL COR P 2	3,000,000,000	2,999,707,098	
	STRAIT CAPITAL CO RP	500,000,000	499,634,516	
	S A B C	1,108,000,000	1,107,190,088	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	2,000,000,000	1,999,965,150	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	2,000,000,000	1,999,959,342	
コマーシャル・ ペーパー計		253,636,000,000	253,604,296,540	
合計			557,627,732,021	

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成24年12月31日現在

資産総額	632,449,301,366	円
負債総額	1,613,518,742	円
純資産総額( - )	630,835,782,624	円
発行済口数	630,835,764,866	口
1口当たり純資産額( / )	1.0000	円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成25年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

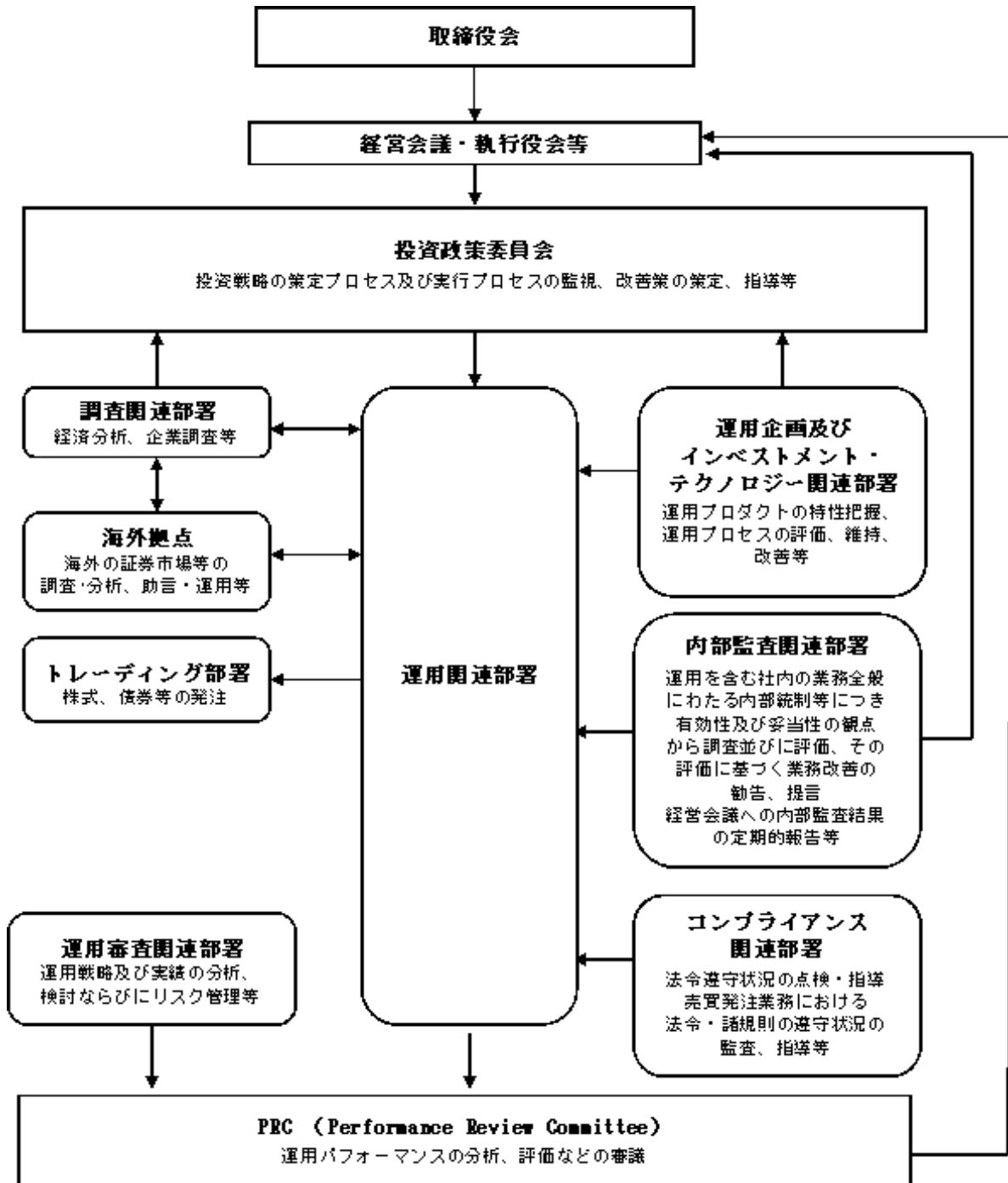
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

## (b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年12月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	754	10,593,338
単位型株式投資信託	48	451,389
追加型公社債投資信託	18	4,844,653
単位型公社債投資信託	3	43,590
合計	823	15,932,970



### 3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		538	240
金銭の信託		39,575	50,326
有価証券		1,400	1,800
短期貸付金		166	153
前払金		0	-
前払費用		41	37
未収入金		171	217
未収委託者報酬		10,032	8,149
未収収益		3,761	4,200
繰延税金資産		1,736	1,402
その他		12	14
貸倒引当金		6	6
流動資産計		57,430	66,535
固定資産			
有形固定資産			
建物	2	576	516
器具備品	2	1,246	1,161
無形固定資産			
ソフトウェア		10,647	9,753
電話加入権		1	1
その他		0	0
投資その他の資産			
投資有価証券		8,648	6,691
関係会社株式		22,609	14,429
従業員長期貸付金		235	29
長期差入保証金		64	57
長期前払費用		24	23
繰延税金資産		582	-
その他		265	273
貸倒引当金		0	0
固定資産計		44,903	32,937
資産合計		102,333	99,472

		前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>(負債の部)</b>			
<b>流動負債</b>			
関係会社短期借入金		8,000	8,500
預り金		87	93
未払金	1	7,645	6,276
未払収益分配金		4	4
未払償還金		79	50
未払手数料		4,517	3,610
その他未払金		3,043	2,610
未払費用	1	7,373	6,760
未払法人税等		800	856
前受収益		9	6
賞与引当金		2,900	2,816
流動負債計		26,818	25,310
<b>固定負債</b>			
退職給付引当金		4,064	2,437
時効後支払損引当金		481	489
繰延税金負債		-	7
その他		65	-
固定負債計		4,611	2,934
<b>負債合計</b>		<b>31,429</b>	<b>28,244</b>
<b>(純資産の部)</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金		17,180	17,180
資本剰余金		11,729	11,729
資本準備金	11,729		11,729
利益剰余金		39,369	39,611
利益準備金	685		685
その他利益剰余金	38,684		38,926
別途積立金	24,606		24,606
繰越利益剰余金	14,077		14,320
評価・換算差額等		2,624	2,705
その他有価証券評価差額金		2,694	2,693
繰延ヘッジ損益		69	12
<b>純資産合計</b>		<b>70,903</b>	<b>71,227</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>102,333</b>	<b>99,472</b>

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			81,230		78,412
運用受託報酬			13,165		17,784
その他営業収益			143		129
営業収益計			94,539		96,325
営業費用					
支払手数料			39,741		40,671
広告宣伝費			1,155		952
公告費			-		0
受益証券発行費			6		5
調査費			20,709		19,308
調査費		1,310		1,108	
委託調査費		19,398		18,200	
委託計算費			917		931
営業雑経費			2,451		2,523
通信費		207		213	
印刷費		1,148		1,085	
協会費		73		76	
諸経費		1,022		1,147	
営業費用計			64,980		64,393
一般管理費					
給料			10,131		9,635
役員報酬	2	322		252	
給料・手当		6,822		6,602	
賞与		2,987		2,780	
交際費			141		140
旅費交通費			484		473
租税公課			231		224
不動産賃借料			1,452		1,309
退職給付費用			1,054		1,039
固定資産減価償却費			4,575		4,354
諸経費			6,106		6,204
一般管理費計			24,176		23,381
営業利益			5,382		8,550

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,771		4,116	
収益分配金		9		9	
受取利息		6		3	
金銭の信託運用益		1,222		377	
為替差益		62		55	
その他		319		360	
営業外収益計			6,391		4,924
営業外費用					
支払利息	1	75		54	
時効後支払損引当金繰入額		13		38	
その他		9		11	
営業外費用計			98		104
経常利益			11,676		13,370
特別利益					
投資有価証券等売却益		419		36	
株式報酬受入益		173		177	
特別利益計			593		214
特別損失					
投資有価証券売却損		149		136	
投資有価証券等評価損		10		1	
固定資産除却損	3	412		82	
システム利用契約解約違約金		20		-	
特別損失計			591		221
税引前当期純利益			11,677		13,363
法人税、住民税及び事業税			3,759		3,625
法人税等調整額			108		1,228
当期純利益			7,810		8,509

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,872	14,077
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	14,077	14,320
利益剰余金合計		
当期首残高	35,164	39,369
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	39,369	39,611

株主資本合計		
当期首残高	64,074	68,279
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	68,279	68,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,056	2,694
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	361	0
当期変動額合計	361	0
当期末残高	2,694	2,693
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	175	69
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245	82
当期変動額合計	245	82
当期末残高	69	12
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,231	2,624
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	607	81
当期末残高	2,624	2,705
純資産合計		
当期首残高	67,306	70,903
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	3,597	324
当期末残高	70,903	71,227

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法  (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)  時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。  主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="758 840 1061 974"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金  一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。  退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金  時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。								



7. ヘッジ会計	<p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に置いて繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [追加情報]

<b>当事業年度</b> (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成23年 3月31日)	当事業年度末 (平成24年 3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 2,442百万円	未払金 2,320百万円
未払費用 762	未払費用 1,267
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 437百万円	建物 477百万円
器具備品 1,874	器具備品 2,303
合計 2,311	合計 2,780

## 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,633百万円 支払利息 75	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	(同左)
3. 固定資産除却損 ソフトウェア 412百万円	3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53
合計 412	合計 82

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3月31日

効力発生日 平成22年 6月 1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7月19日

効力発生日 平成23年 7月20日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3月31日

効力発生日 平成24年 6月 1日

## リース取引関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料期末残高相当額</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	417百万円	減価償却累計額相当額	325	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	91	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	73百万円	1年超	22	合計	96	支払リース料	103百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	96	支払利息相当額	3	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	6百万円	1年超	4	合計	10	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料期末残高相当額</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	21	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	22百万円	1年超	-	合計	22	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	417百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	325																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	91																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	73百万円																																																																								
1年超	22																																																																								
合計	96																																																																								
支払リース料	103百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	96																																																																								
支払利息相当額	3																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	6百万円																																																																								
1年超	4																																																																								
合計	10																																																																								
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	184百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	163																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	21																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	22百万円																																																																								
1年超	-																																																																								
合計	22																																																																								
支払リース料	75百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	70																																																																								
支払利息相当額	1																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	15百万円																																																																								
1年超	24																																																																								
合計	40																																																																								

## 金融商品関係

前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(＊) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(8)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(9)未払費用	6,760	6,760	-
(10)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(11)デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(＊)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

## 有価証券関係

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

## 4. その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託( 1 )	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

( 1 ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託( 1 )	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- ( 1 ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

## デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合 計			3,013	-	(*1) 65	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。



## 退職給付関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	12,965百万円
ロ. 年金資産	7,475
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,064
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,064
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
イ. 勤務費用	535百万円
ロ. 利息費用	260
ハ. 期待運用収益	162
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

イ. 退職給付債務	13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,437
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,437

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,189	賞与引当金 1,070
退職給付引当金 1,666	退職給付引当金 877
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 776
投資有価証券評価減 569	投資有価証券評価減 501
ゴルフ会員権評価減 509	ゴルフ会員権評価減 430
減価償却超過額 307	減価償却超過額 243
時効後支払損引当金 197	時効後支払損引当金 176
子会社株式売却損 196	子会社株式売却損 172
未払事業税 206	未払事業税 166
未払確定拠出年金掛金 107	未払確定拠出年金掛金 -
繰延ヘッジ損失 48	繰延ヘッジ損失 -
その他 184	その他 148
繰延税金資産小計 6,069	繰延税金資産小計 4,564
評価性引当金 1,878	評価性引当金 1,650
繰延税金資産計 4,190	繰延税金資産計 2,913
繰延税金負債	繰延税金負債
有価証券評価差額金 1,872	有価証券評価差額金 1,511
繰延ヘッジ利益 -	繰延ヘッジ利益 7
繰延税金負債計 1,872	繰延税金負債計 1,518
繰延税金資産(純額) 2,318	繰延税金資産(純額) 1,394
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 13.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 11.3%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン税制 5.8%	タックスヘイブン税制 4.2%
外国税額控除 0.6%	外国税額控除 0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 -	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 2.4%
その他 0.7%	その他 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.3%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	137,500	関係会社 短期借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受(*2)	5,762	-	-
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*3)	6,794	未払費用	61

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835

親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*5)	2,657	未払費用	939
---------	--	------------	--------------	-------	--	--------------------------	--	-------	------	-----

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けております。

(\*3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換(*3)	8,267	-	-

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787



## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(\*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(\*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,765円90銭	1株当たり純資産額	13,828円81銭
1株当たり当期純利益	1,516円39銭	1株当たり当期純利益	1,652円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	7,810百万円	損益計算書上の当期純利益	8,509百万円
普通株式に係る当期純利益	7,810百万円	普通株式に係る当期純利益	8,509百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		平成24年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		215
金銭の信託		46,496
有価証券		2,400
短期貸付金		81
未収委託者報酬		7,671
未収収益		4,383
繰延税金資産		827
その他		560
貸倒引当金		6
流動資産計		62,630
固定資産		
有形固定資産	1	1,518
無形固定資産		8,817
ソフトウェア		8,815
その他		1
投資その他の資産		20,246
投資有価証券		4,849
関係会社株式		15,009
繰延税金資産		124
その他		263
固定資産計		30,582
資産合計		93,213

		平成24年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		3,000
関係会社短期借入金		4,500
未払収益分配金		4
未払償還金		49
未払手数料		3,323
その他未払金	2	907
未払費用		5,572
未払法人税等		424
賞与引当金		1,346
その他		99
流動負債計		19,228
固定負債		
退職給付引当金		1,636
時効後支払損引当金		492
固定負債計		2,128
負債合計		21,356
(純資産の部)		
株主資本		69,834
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		40,924
利益準備金		685
その他利益剰余金		40,239
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		15,633
評価・換算差額等		2,022
その他有価証券評価差額金		1,985
繰延ヘッジ損益		36
純資産合計		71,857
負債・純資産合計		93,213

## 中間損益計算書

		自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		35,300
運用受託報酬		8,055
その他営業収益		81
営業収益計		43,436
営業費用		
支払手数料		18,135
調査費		7,937
その他営業費用		1,967
営業費用計		28,040
一般管理費	1	11,543
営業利益		3,852
営業外収益	2	2,327
営業外費用	3	52
経常利益		6,127
特別利益	4	152
特別損失	5	87
税引前中間純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税		963
法人税等調整額		825
中間純利益		4,403

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成24年 4月 1日
	至 平成24年 9月30日
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	14,320
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	15,633
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	39,611

当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	40,924
株主資本合計	
当期首残高	68,521
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	69,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,693
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期変動額合計	708
当中間期末残高	1,985
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	12
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	36
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,705
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	683
当中間期末残高	2,022
純資産合計	
当期首残高	71,227
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	629
当中間期末残高	71,857

## [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法          その他有価証券          時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)          時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産          定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。          確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>



7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

平成24年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,992百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

## 中間損益計算書関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	218百万円
無形固定資産	1,869百万円
長期前払費用	4百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	1,872百万円
金銭の信託運用益	207百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	36百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	59百万円
株式報酬受入益	85百万円
固定資産売却益	7百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	60百万円
投資有価証券等評価損	9百万円
固定資産除却損	17百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額			3,090百万円	
(2) 1株当たり配当額			600円	
(3) 基準日			平成24年 3月31日	
(4) 効力発生日			平成24年 6月 1日	

## リース取引関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	94百万円
減価償却累計額相当額	88
中間期末残高相当額	5
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	6百万円
1年超	-
合計	6
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	16百万円
減価償却費相当額	15
支払利息相当額	0
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	16百万円
1年超	20
合計	36

## 金融商品関係

当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	215	215	-
(2)金銭の信託	46,496	46,496	-
(3)短期貸付金	81	81	-
(4)未収委託者報酬	7,671	7,671	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,431	6,431	-
(6)関係会社株式	3,064	69,809	66,745
資産計	63,960	130,705	66,745
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	4,500	4,500	-
(9)未払金	4,285	4,285	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	49	49	-
未払手数料	3,323	3,323	-
その他未払金	907	907	-
(10)未払費用	5,572	5,572	-
(11)未払法人税等	424	424	-
負債計	17,782	17,782	-
(12)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 有価証券関係

## 当中間会計期間末（平成24年9月30日）

## 1．満期保有目的の債券(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	69,809	66,745
合計	3,064	69,809	66,745

## 3．その他有価証券(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	3,495	282	3,212
投資信託	-	-	-
小計	3,495	282	3,212
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託( 1 )	536	646	109
譲渡性預金	2,400	2,400	-
小計	2,936	3,046	109
合計	6,431	3,328	3,102

- ( 1 ) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

## デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （1）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	534	-	0	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	81	-	(*1) -	-
合 計			616	-	(*1) 0	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

## セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。



## 1 株当たり情報

自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日	
1 株当たり純資産額	13,950円94銭
1 株当たり中間純利益	854円88銭
(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	4,403百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	4,403百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成24年12月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619百万円	
藍澤証券株式会社	8,000百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
株式会社 SBI証券	47,937百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
宇都宮証券株式会社	301百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
あかつき証券株式会社	2,065百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	
三栄証券株式会社	621百万円	
リーディング証券株式会社	1,768百万円	
荘内証券株式会社	100百万円	
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	2,500百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
新潟証券株式会社	600百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
廣田証券株式会社	600百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
丸八証券株式会社	3,676百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
山形證券株式会社	100百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
株式会社 三井住友銀行 <sup>1</sup>	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいません。
株式会社 みずほ銀行 <sup>1,3</sup>	700,000百万円	
株式会社 みずほコーポレート銀行 <sup>1,3</sup>	1,404,065百万円	
株式会社 りそな銀行	279,928百万円	
株式会社 北海道銀行	93,524百万円	
株式会社 秋田銀行 <sup>1</sup>	14,100百万円	
株式会社 群馬銀行	48,652百万円	
株式会社 足利銀行	135,000百万円	
株式会社 筑波銀行	48,868百万円	
株式会社 北九州銀行	10,000百万円	
株式会社 近畿大阪銀行	38,971百万円	
株式会社 武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社 千葉銀行	145,069百万円	
株式会社 東京都民銀行	48,120百万円	
株式会社 横浜銀行	215,628百万円	
株式会社 第四銀行	32,776百万円	
株式会社 北越銀行	24,538百万円	
株式会社 山梨中央銀行	15,400百万円	
株式会社 静岡銀行	90,845百万円	
株式会社 紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社 中国銀行	15,149百万円	
株式会社 広島銀行 <sup>1</sup>	54,573百万円	
株式会社 山口銀行	10,005百万円	
株式会社 福岡銀行	82,329百万円	
株式会社 十八銀行	24,404百万円	
株式会社 肥後銀行	18,128百万円	

三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	
株式会社 きらやか銀行	22,700百万円	
株式会社 京葉銀行	49,759百万円	
株式会社 大光銀行	10,000百万円	
株式会社 みちのく銀行	34,167百万円	
株式会社 みなと銀行	27,484百万円	
株式会社 徳島銀行	11,036百万円	
株式会社 沖縄海邦銀行	4,537百万円	
株式会社 山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社 大分銀行	19,598百万円	
横浜信用金庫	2,014百万円 <sup>2</sup>	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000百万円 <sup>2</sup>	労働金庫法に基づき労働金庫の事業を営んでいます。
第一生命保険株式会社	210,200百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社 <sup>1</sup>	139,595百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

\* 平成24年12月末現在

- 1 株式会社 三井住友銀行、株式会社 みずほ銀行、株式会社 みずほコーポレート銀行、株式会社 秋田銀行、株式会社 広島銀行および三井住友海上火災保険株式会社は、新規の募集・販売は行ないません。
- 2 横浜信用金庫および労働金庫連合会の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。
- 3 株式会社 みずほ銀行と株式会社 みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日付をもって合併し、株式会社 みずほ銀行となる予定です、株式会社 みずほ銀行は、新規の募集・販売は行ないません。

## 2 【関係業務の概要】

### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金 : 10,000百万円  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1) 受託者

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

委託会社と販売会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、木村証券株式会社の株式の6.3%を保有しています。

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

## 第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)



## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井 純 子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年1月16日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成24年6月1日から平成24年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成24年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)